

村上市ファミリー・サポート・センターを開設

市では、地域で子育て家庭を支援するために、ファミリー・サポート・センターを開設します。

子育てをしながら仕事をしている人や子育てに専念している人、いずれの人にもゆとりのある育児ができるよう積極的に支援を行います。

ファミリー・サポート・センターとは

■地域における子育ての相互援助活動のお手伝いをします
(相互援助活動の例)

- ・保育園などへの送迎
- ・保育園などの時間外や休業の際の子ども預かり
- ・保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時の子ども預かり

■会員相互で助け合う組織です

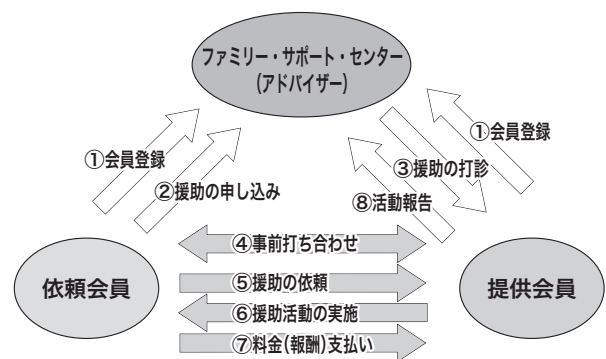
育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって、お互いに支えあい、助け合う組織です。

○ファミリー・サポート・センターの業務

- ・会員募集および登録、その他の会員組織の業務
 - ・会員同士の相互援助活動の調整
 - ・会員に対する知識提供のための講習会の開催
 - ・保育園などの子育て関連施設との調整 など
- ※神林子育て支援センターに事務局を置き、アドバイザー(保育士などの有資格者)が、その業務を行います
- ※援助活動によって、生じた事故に備えるために「ファミリー・サポート・センター補償保険」に市が加入します



■援助活動の流れ



会員募集について

■会員になるには

○ファミリー・サポート・センターへの登録が必要です

○会員には種類が3つあります

- ① 依頼会員 育児の援助を受けたい人
- ② 提供会員 育児の援助を行いたい人
- ③ 両方会員 自分の急用時には援助を受けたいけれど、時間があるときは援助を行いたい人

■登録申し込み(随時) ※実際の活動は平成25年7月からを予定しています

○対象者

- ・依頼会員 市内に住所を有し、おおむね生後3か月から小学校の児童がいる人で、子育ての援助を受けたい人
※現在は援助の必要はないが、援助を受けたいときにすぐに依頼ができるよう登録したい人も受け付けます
- ・提供会員 市内に住所を有し、心身ともに健康で、子育て援助活動を積極的に行っていたり人(年齢・性別・資格は問いません)
※入会后、講習を受けていただきます。講習についての詳細は、入会者に別途お知らせします
- ・両方会員 上記、依頼・提供会員の両方の要件を満たす人で、希望する人

○申込方法 登録を希望する人は、所定の登録用紙に必要事項を記入の上、下記申し込み先へ提出してください。なお、登録用紙は、ファミリー・サポート・センターまたは各地区子育て支援センターにあります。また市ホームページ(「ファミリー・サポート・センター」で検索)でもダウンロードできます。

■利用時間および料金(報酬)

援助活動後、活動時間や内容に応じた料金(報酬)を依頼会員から提供会員へ支払います。

利用時間および料金の基準額は右表のとおりです。

料金(報酬)は、基準額を参考に、事前に会員相互で話し合い、両者合意した上で決定します。

| 利用時間 | 料金(基準額) 1時間あたり |
|-------------------------------|-------------------|
| 平日 午前7時～午後7時 | 700円 |
| 上記以外の平日(宿泊を除く) および土・日曜日、祝日 | 800円 |



●問い合わせ・申し込み 村上市ファミリー・サポート・センター事務局 (神林子育て支援センター内) ☎66-7297
または各地区子育て支援センター